

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和３年８月５日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
序文 （略） 令和３年７月３０日<u>には</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、その増加傾向が著しい地域が見られることなどから、８月２日以降については、法第３２条第３項に基づき、緊急事態措置区域として東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、東京都及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年８月３１日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年８月２日から令和３年８月３１日までの３０日間とすることとした。	序文 （略） 令和３年７月３０日<u>に</u>、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、その増加傾向が著しい地域が見られることなどから、８月２日以降については、法第３２条第３項に基づき、緊急事態措置区域として東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、東京都及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年８月３１日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において緊急事態措置を実施すべき期間を令和３年８月２日から令和３年８月３１日までの３０日間とすることとした。

また、同じく令和３年７月３０日<u>には</u>、８月２日以降については、法第３１条の４第３項に基づき、重点措置区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年８月２日から令和３年８月３１日までの３０日間とする旨の公示を行った。 <u>令和３年８月５日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、</u> <u>８月８日以降については、法第３１条の４第３項に基づき、重点措置区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県を加える変更を行うとともに、これらの県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年８月８日から令和３年８月３１日までの２４日間とする旨の公示を行った。</u> (略) 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 (略)	また、同じく令和３年７月３０日<u>に</u>、８月２日以降については、法第３１条の４第３項に基づき、重点措置区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和３年８月２日から令和３年８月３１日までの３０日間とする旨の公示を行った。 <u>(新設)</u> (略) 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 (略)
--	--

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

(略)

- ・ また、ワクチンについては、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和 3 年 2 月 9 日に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（以下「ワクチン接種について」という。）をとりまとめた。その後、2 月 14 日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2 月 17 日に医療従事者向けの先行接種を開始し、4 月 12 日より高齢者への接種を開始した。また、5 月 21 日にはアストラゼネカ社及びモデルナ社のワクチンが薬事承認された。その後、厚生科学審議会において議論を行い、モデルナ社のワクチンについて、予防接種で使用するワクチンに追加することとなり、5 月 24 日開設

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

(略)

- ・ また、ワクチンについては、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和 3 年 2 月 9 日に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（以下「ワクチン接種について」という。）をとりまとめた。その後、2 月 14 日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2 月 17 日に医療従事者向けの先行接種を開始し、4 月 12 日より高齢者への接種を開始した。また、5 月 21 日にはアストラゼネカ社及びモデルナ社のワクチンが薬事承認された。その後、厚生科学審議会において議論を行い、モデルナ社のワクチンについて、予防接種で使用するワクチンに追加することとなり、5 月 24 日開設

の自衛隊大規模接種センター等での接種を開始するとともに、6月21日より職域接種が本格的に開始された。アストラゼネカ社のワクチンについては、厚生科学審議会を経て、8月3日より予防接種法上の接種に位置付け、原則として40歳以上を対象として接種を行えるようになった。また、7月末時点で8割程度の高齢者が2回接種しているの見込まれ、「希望する高齢者への2回接種」という目標を概ね達成したものと考えられる。

(略)

二 (略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1)・(2) (略)

(3) まん延防止

1) ~12) (略)

13) クラスター対策の強化

①~④ (略)

⑤ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を強化す

の自衛隊大規模接種センター等での接種を開始するとともに、6月21日より職域接種が本格的に開始された。(新設)

(略)

二 (略)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1)・(2) (略)

(3) まん延防止

1) ~12) (略)

13) クラスター対策の強化

①~④ (略)

⑤ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を強化す

る観点から、以下の取組を行う。<u>B.1.617.2 系統の変異株（デルタ株）への置き換わりが進み、感染拡大地域における感染経路の不明な患者の割合が半数を超える中で、商業施設をはじめ職場や学校などクラスターの発生場所が多様化していることを踏まえ、対策の徹底を図る。</u> ⑥・⑦ （略） （略） （４）～（６） （略）	る観点から、以下の取組を行う。<u>（新設）</u> ⑥・⑦ （略） （略） （４）～（６） （略）
---	--